

下関市営住宅 入居者募集のしおり

募 集 月	・空家募集は、5月、8月、11月、2月の年4回です。 ただし、申込みがなかった住宅は随時募集しています。
申 込 書 の 受 付 期 間	・お申込み方法は すべて郵送による受付 となります。 (窓口・電話では受付いたしません) 募集期間内の 郵便局消印のあるもの が有効となります。 詳しくは、市報・募集状況一覧表等で確認してください。

市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
- ◆申込者数が募集戸数を超えた場合は**抽選**となります。
- ◆この「入居者募集のしおり」をよく読んでからお申込みください。
入居資格がない場合には、入居者資格審査において失格となり入居できませんので、特にご注意ください。
- ◆下関市及び山口県公営住宅管理協会は、個人情報の取扱いについて明らかにし、必要な範囲内で収集します。収集した個人情報については、適正に管理し、漏えいや滅失を防止するための細心の注意を払い、目的外の利用や提供はしません。
- ◆下関市では、国の「公営住宅における暴力団排除について」の基本方針を踏まえ、申込者、同居又は同居しようとする親族が暴力団員に該当する場合には、入居決定しません。このため、入居しようとする方が暴力団員ではないことを申込みで誓約いただくとともに、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することとしています。
- ◆募集で申込みがなかった住宅は、再募集を行います。再募集の有無は募集月の末日にお問合せください。

目次

はじめに	1
1. 申込みから入居までの流れ	2
2. 入居者資格	3
3. 入居者資格の確認	6
4. 優遇措置	7
5. 申込みの無効・失格と注意事項	9
6. 入居者資格審査（仮当選者のみ）	11
7. 入居手続	13
8. 収入基準	14
9. 所得月額算出方法	14
10. 家賃・共益費等と市営住宅のルール	19
最終チェックリスト	21

○「市営住宅入居選考申込書」「抽選結果のお知らせ」「抽選番号のお知らせ」及び記入例

○「申込用封筒」

はじめに(お申込みの前に必ずお読みください)

◆市営住宅は、市民の財産です。

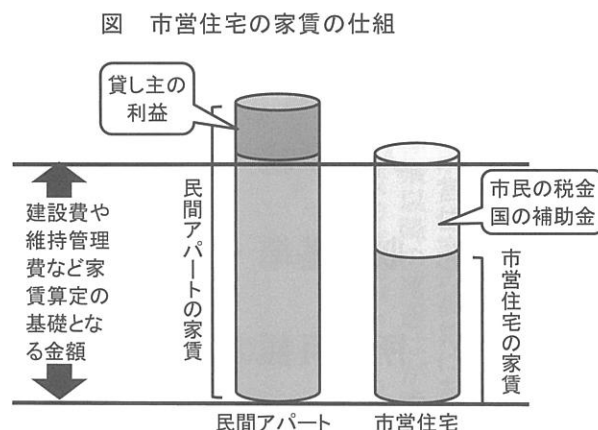
市営住宅は、住宅にお困りの方に健康で文化的な生活を営んでいただくために、「公営住宅法」に基づき建設された住宅です。家賃は一般の賃貸住宅に比べ、安く設定されています。このため、「公営住宅法」や「下関市営住宅の設置等に関する条例」などに入居資格が定められており、いろいろな制限があります。

◆安い家賃の市営住宅は、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている方のための住宅です。

申込みにあたっては、3～5ページに記載の「入居者資格」をご確認ください。

◆市営住宅で暮らすには、入居される方全員の収入を毎年申告していただく必要があります。

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年世帯全員の収入を申告する必要があります。



◆市営住宅には、ペットの飼育禁止など、共同生活のルールがあります。当然守るべき義務があることをご理解のうえ、お申込みください。

犬や猫の飼育はもちろんハトや野良猫等への餌付けや一時預かりも絶対にしないでください。

次のような点にもご注意ください。

◆市営住宅は、新築のような状態ではありません。

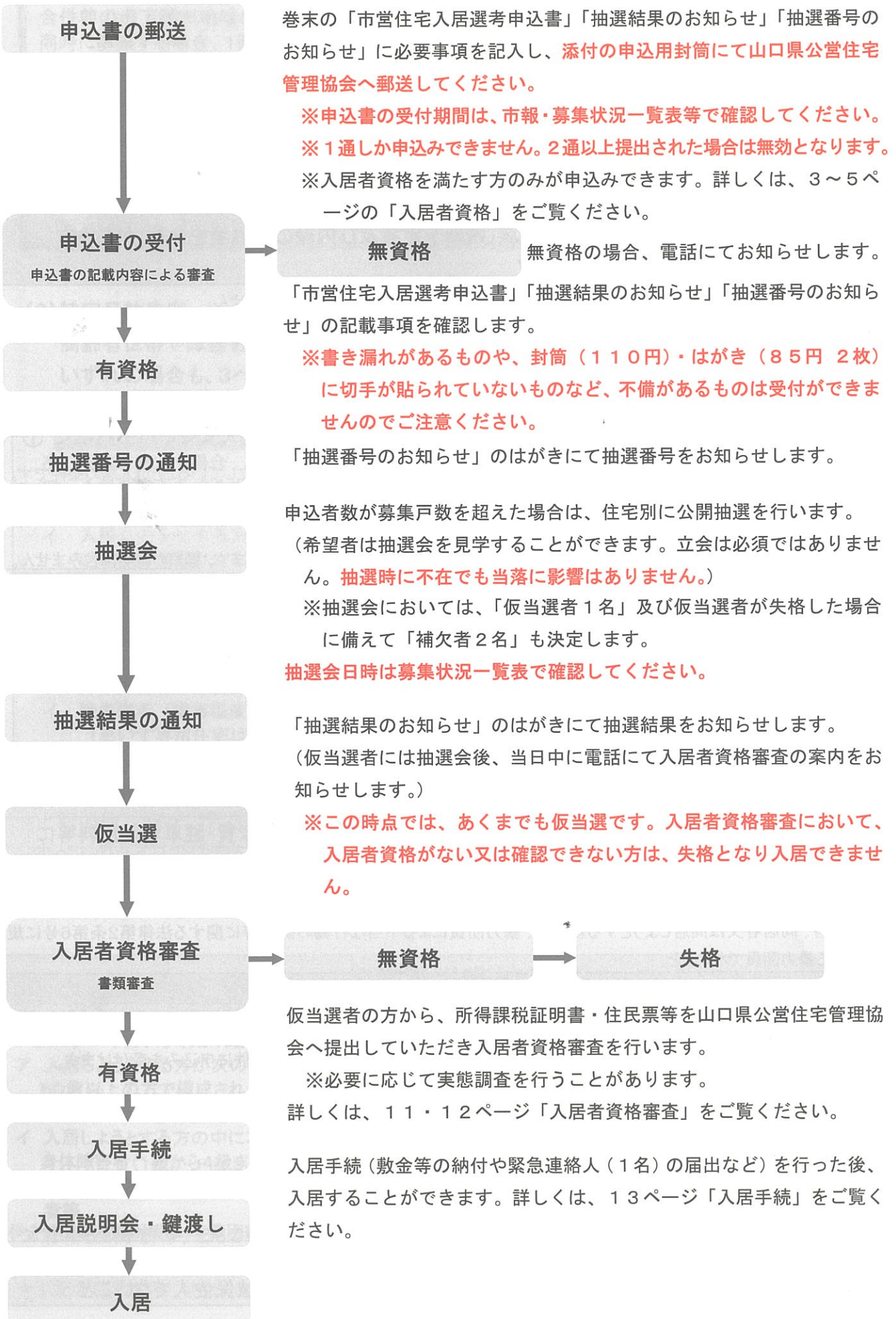
募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕したものです。

◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やまったくない団地もあります。団地内の駐車場に空きがない場合はご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。駐車場以外への迷惑駐車は絶対にしないでください。

初めてお申込みの方、ご質問等のある方は、山口県公営住宅管理協会（083-242-9300）にお問合せいただき、条件等ご理解のうえ、お申込みください。

1. 申込みから入居までの流れ



2. 入居者資格

(1) 一般住宅

申込資格に該当される方であれば申込みできる住宅です。ただし単身で申込みされる方は別紙「市営住宅募集状況一覧表」の単身入居の欄に「○」と記載されている住宅に限り申込みができます。

公営住宅及び改良住宅の申込みをされる方は、次の①から⑦のすべての条件を満たしている必要があります。＜申込み締切日の状態が入居者資格の判断基準となります＞

① 次のいずれかに該当する方

- (1) 現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻予定者及び内縁の配偶者を含む)がある方
- (2) 戸籍上の配偶者がいない単身の方

- 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割(合併)した申込みはできません。
- 出産予定の子は含みません。
- **原則、夫婦の一方のみの申込みはできません。**
ただし、DV被害者として申込み場合を除きます。
夫婦を分割した世帯で申込み場合には、離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できることが必要です。当事者間の離婚協議は含みません。
- **婚姻予定又は離婚予定で申込みされる方は、鍵の引渡しまでに婚姻または離婚が成立していることが入居の条件です。**
- 内縁関係のある方は、住民票等で続柄の記載(夫又は妻「未届」)が確認できることが条件です。続柄の記載が「同居人」は不可。
- DV被害者として申込みされる方は、DV被害者であることの証明書を提出していただきます。警察の証明は含みません。
- 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は、単身での申込みはできません。(加えて、精神障害又は知的障害の方は、必要な居住支援体制が受けられることも必要です。)

② 申込み世帯の所得月額が条例で定める基準の範囲内であること

- 公営住宅 一般世帯 所得月額 158,000 円以下(※裁量世帯は 214,000 円以下)
 - 改良住宅 一般世帯 所得月額 114,000 円以下(※裁量世帯は 139,000 円以下)
- (※14ページをご覧ください。計算方法は14～18ページ「所得月額の算出方法」をご参照ください。)

③ 市町村民税に滞納(分納中を含む)がないこと

④ 過去市営住宅(旧町営住宅を含む)に入居していた方にあつては、家賃・駐車場使用料等に滞納がないこと

⑤ 暴力団員でないこと

- 申込者、同居者又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

⑥ 現に、住宅に困窮していることが明らかであること

- **原則、申込者及び同居者に持家がある方は、申込みができません。**
ただし、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、証明できる契約書等の提出を条件に申込みを受付けます。
ア 売買契約が成立し、契約内容に引渡し期限等が明示されている場合
イ 訴訟又は競売等により、裁判所から引渡し命令が出されている場合
ウ 契約内容に取壊し期日が明示された委託契約書がある場合
※入居可能日までに持家を処分したことを登記簿謄本等で確認できる場合に限りです。
- 下関市内の市営住宅や県営住宅の入居名義人の方は、申込みができません。
ただし、現在市営住宅や県営住宅に入居されている方であっても、介護困難者・通院困難者・通勤困難者等やむを得ない特別な事情がある場合には、空家募集に申込みができる場合があります。(5ページをご覧ください。)

⑦ 申込者本人が未成年者(既婚者は除く)又は成年被後見人もしくは被保佐人でないこと

★「たすけ愛住宅」★

合併前の旧下関市地域の3階以上のエレベーターのない公営住宅及び改良住宅で、複数の空家を同時に募集する場合、1階の空家を「たすけ愛住宅」とします。

申込可能世帯は3ページの入居者資格要件を満たし、**入居申込時において**

①「60歳以上の方がいる世帯」又は

②「階段の昇降に支障があると認められる方がいる世帯」です。

(②については身体障害者手帳の下肢不自由1級又は2級の方。それ以外の方は仮当選後に医師の診断書を提出する必要があります。)

★名義人の死亡又は転居等による「たすけ愛住宅」の承継(名義人の変更)はその世代に限りません。ただし、承継世帯構成員が上記①②の世帯に該当する場合は、その限りではありません。

(2) 特定目的住宅

高齢者世帯や障害者がいる世帯など、一定の要件を満たす方だけが申込みできる住宅です。いずれの場合も、3ページ(1)の入居者資格要件を満たすことが必要です。

① シルバーハウジング(高齢者世帯向住宅)

次の要件を満たす場合

ア 入居しようとする方が、60歳以上の方のみからなる世帯(单身者を含む)又は60歳以上の方及びその配偶者のみからなる世帯

イ 入居しようとする方が日常生活(歩行、自炊および食事、着脱衣、入浴、排泄等)に支障がない程度に健常であること

② 身体障害者向住宅

入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がいる場合

ア 身体障害者(障害程度が1級から4級まで)

イ 戦傷病者(障害程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症)

(車いす専用住宅は入居者又は同居者に、上記ア又はイに該当し、かつ日常生活で車いすを使用している方がいることも必要です。)

上記の他、コミュニティ住宅等があります。

すべてのタイプの住宅を募集しているわけではありません。

募集住宅については、別紙「市営住宅募集状況一覧表」をご確認ください。

※裁量世帯とは

次のア～ウのいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

ア 入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

60歳以上の方で構成される世帯(单身者を含む)

60歳以上と18歳未満の方のみで構成される世帯

イ 入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がいる場合

身体障害者(1級から4級まで)、精神障害者(1級又は2級)、知的障害者(精神障害の程度に相当する程度)

戦傷病者(特別項症から第6項症まで又は第1款症)、原子爆弾被爆者、引揚者、ハンセン病療養所入所者等

ウ 小学校就学前の子どものいる世帯

★上記の裁量世帯に該当しない世帯は、すべて一般世帯となります。

特別な事情による住替えについて

現在、市営住宅や県営住宅に入居されている方であっても、次のア～ウに挙げる、やむを得ない特別な事情がある場合には、空家募集に申込みができます。

ア 介護困難者

入居者又は介護者が、一定の介護を必要とする親の介護のため、又は一定の介護を必要とする親である入居者又は同居者が子から介護を受けるため、被介護者又は介護者の居宅に近い市営住宅に入居を希望する場合

※合併前の旧1市4町の同一区域内での住替えはできません。

イ 通院困難者

入居者又は同居者が、特別な治療のため、遠方の専門の医療機関に長期間通院(毎週かつ6ヶ月以上)するため、当該医療機関に近い市営住宅に入居を希望する場合

※合併前の旧1市4町の同一区域内での住替えはできません。

ウ 通勤困難者

入居者又は同居者が、特別な理由(下記(ア)、(イ)のいずれかに該当する方)により遠隔の地に勤務しているため、勤務地に近い市営住宅に入居を希望する場合

(ア)入居後の転勤・転職又は就職に伴う場合

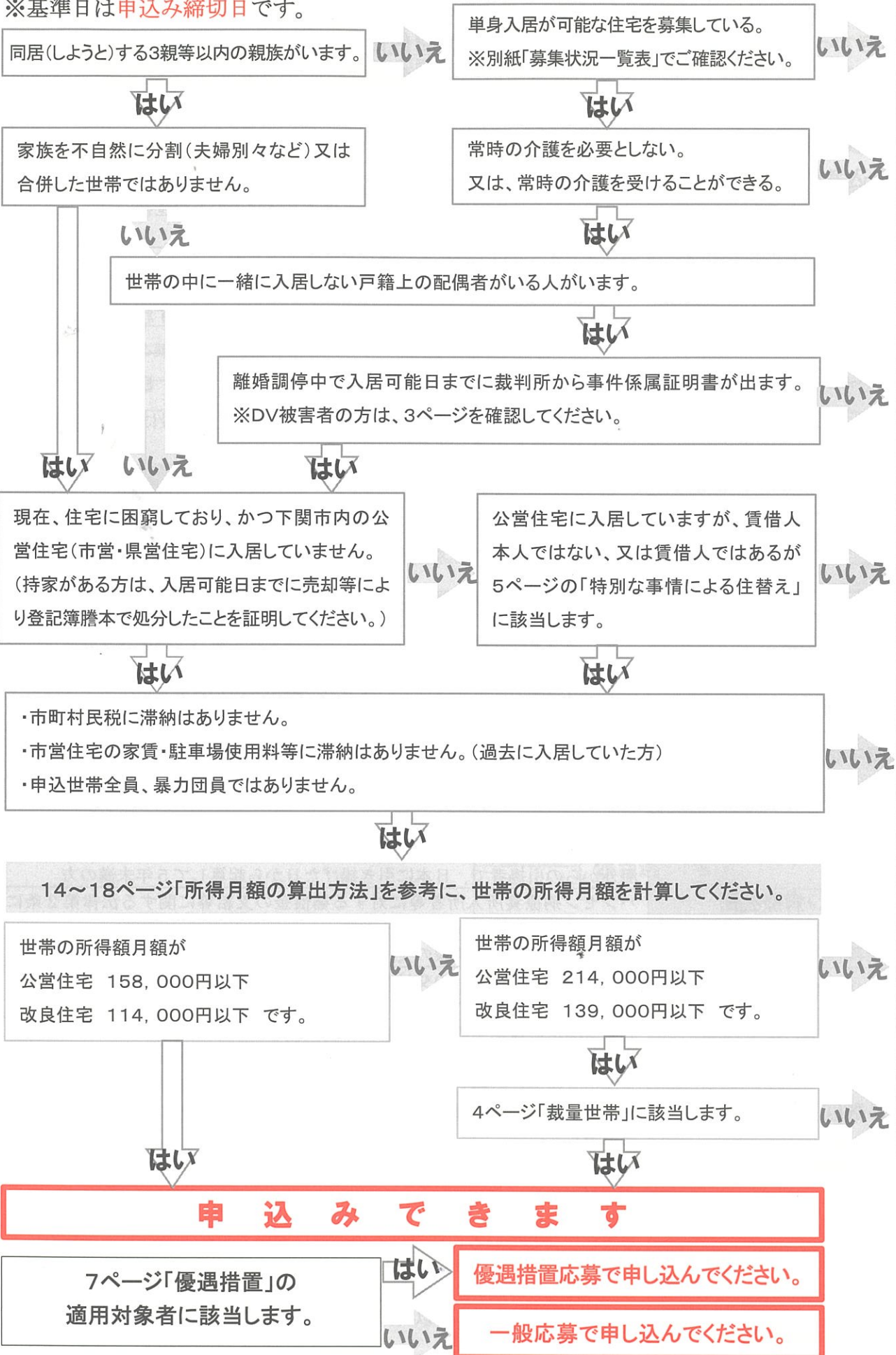
(イ)入居中の家庭環境の変化に伴う場合(親の介護や子どもの通学等により、現在の居住地を離れられない事情が、親の死亡や子どもの卒業等により解消された場合)

※合併前の旧下関市又は旧豊浦郡の同一区域内での住替えはできません。

★上記ア～ウの特別な事情による住替えにて空家募集に応募する方は、下関市営住宅入居申込書(応募はがき)と一緒に「下関市営住宅住替入居理由書」の提出が必要ですので、山口県公営住宅管理協会または、住宅政策課へお問合せください。

3. 入居者資格の確認 (3～5ページの再確認です)

※基準日は**申込み締切日**です。



申込みできません

4. 優遇措置

住宅困窮度の高い方ができるだけ早く入居できるよう、以下の要件を満たす方は**抽選番号を3個付与する優遇措置**を設けています。(ただし、**特定目的住宅は除く。**)

市営住宅入居選考申込書裏面④の優遇措置の資格要件に該当する場合、該当する番号を○で囲んでください。**記入がない場合、優遇措置の適用は受けられません。**

(1) 資格要件

申込者が、次のいずれかに該当する場合

① 母子世帯・父子世帯	20歳未満の子を同居扶養している母子又は父子のみの世帯 ★婚姻予定者は、対象となりません。
② 高齢者世帯	申込者が60歳以上で次のいずれかに該当する方 ● 単身者 ● 「配偶者」「60歳以上の方」「18歳未満の方」のいずれかの方のみで構成される世帯
③ 多子世帯	3人以上の扶養親族（18歳未満に限る）のある方
④ DV被害者	次のいずれかに該当する方 ● 女性自立支援施設における保護又は母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年未満の方 ● 裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年未満の方 ● 女性相談支援センター又は配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体により、指定の証明書が発行できる方

入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する方がいる場合

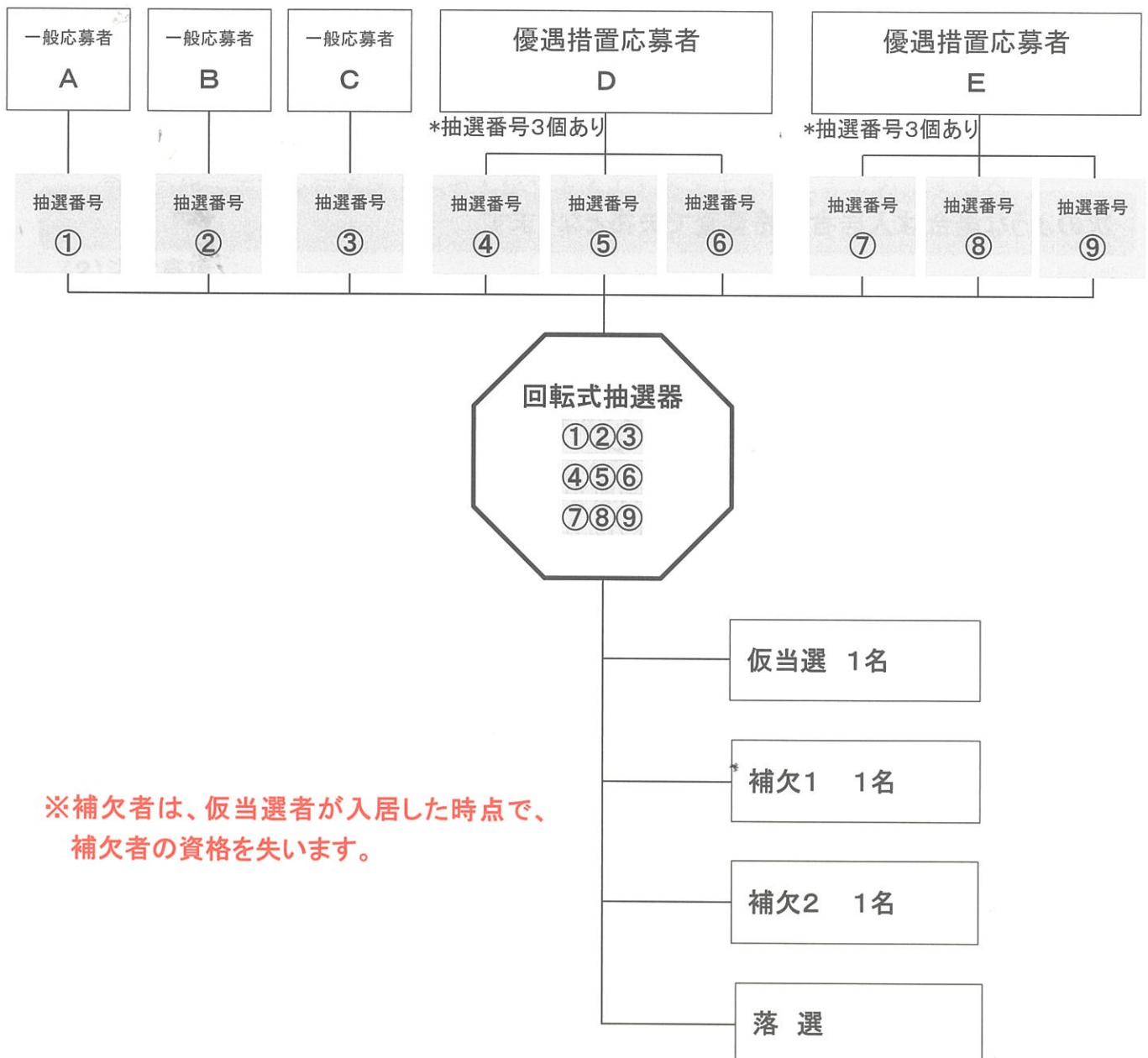
⑤ 身体障害者	申込者又は2親等以内の同居親族が身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方
⑥ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第6項症まで又は第1款症である方
⑦ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
⑧ 生活保護受給者	生活保護法に規定する被保護者
⑨ 中国残留邦人等支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付受給者
⑩ 引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
⑪ ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
⑫ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級から3級である方
⑬ 知的障害者	療育手帳（A又はB）の交付を受けている方。ただし、療育手帳Bの方は精神障害1級から3級に相当する方
⑭ 要介護者・要支援者	介護保険法に規定する要介護者又は要支援者
⑮ 炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつその手帳が失効していない方
⑯ 多数回落選者	下関市営住宅に応募し、4回以上落選した方（市営住宅申込票の受付印の数と、平成22年8月募集以降の落選はがき・補欠はがきの数の合計が4以上ある方）
⑰ 犯罪被害者等	次のいずれかに該当し、犯罪等による被害の発生日から起算して1年以内である者であること ● 犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難となった方 ● 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方 ※犯罪被害者等により優遇措置を受ける場合、調査の必要があるため、申込書の受付期間終了後5日以内に市役所住宅政策課（083-231-4101）に連絡してください。

※優遇措置対象者となるには、7ページ①～⑯のいずれかの要件を当該募集
申込み締切日において満たしている必要があります。

優遇措置応募者で仮当選後の入居者資格審査において、優遇措置に該当し
ないと判明した場合は、仮当選は無効となります。

※単身で申込む場合には、制限があります。詳しくは5ページ「単身での申
込みが可能な場合」をご覧ください。

(2) 抽選の方法(概要)



※補欠者は、仮当選者が入居した時点で、
補欠者の資格を失います。

5. 申込みの無効・失格と注意事項

(1) 申込みの無効・失格

次のような申込みは無効となります(受付後、抽選で仮当選しても失格となります)

①重複して申し込んだ場合

※申込みは1世帯につき1通です。婚姻予定の双方が別々に申し込むことはできません。

②申込書に必要な事項が記載されていない場合

③封筒(110円1か所)及びはがき(85円2か所)に切手が貼られていない場合

④友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割(合併)して申し込んだ場合

⑤申込受付期間外に申し込んだ場合

⑥単身で申し込む方で「単身可住宅」以外に申し込んだ場合

次のような場合は入居者資格審査で失格となります

①申込書に虚偽の記載があった場合

②入居者資格がない場合又は入居者資格審査期間中に入居者資格が確認できない場合

★夫婦を分割した世帯で申し込む場合には、申込締切日現在において、ア～ウのいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。

ア 戸籍上で離婚を確認できること

イ 離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること
(当事者間の離婚協議は含まない)

ウ DV被害者であることの証明書が提出できること(警察の証明は含まない)

★条例で定める収入基準を超える場合

★市町村民税を滞納している場合(分納中の方を含む)

★市営住宅(旧町営住宅含む)の家賃・駐車場使用料等に滞納がある場合

★申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である場合

★持家がある場合又は申込者が下関市内の市営住宅や県営住宅の入居名義人である場合(5ページ「特別な事情による住替え」に該当する場合を除く)

③所得課税証明書や住民票など審査に必要な書類を提出しない場合

④虚偽の申告により、優遇措置の適用を受けた場合

次のような場合は審査に合格された後でも入居の許可を取消します

- ①入居までの間に入居資格が1つでも欠けた場合
- ②指定した期間内に敷金の納付や緊急連絡人（1名）の届出等、入居のために必要な手続をしない場合（必要な手続については13ページをご覧ください）
- ③婚姻予定者で、鍵の引渡しまでに申込書に記載した婚姻予定者と婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明書又は婚姻届の受理証明書で確認できない場合
- ④離婚予定者で、鍵の引渡しまでに離婚届を提出したことが戸籍の全部事項証明書又は離婚届の受理証明書で確認できない場合
- ⑤持家がある方で、鍵の引渡しまでに持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- ⑥身体上又は精神上著しい障害がある方で、当該市町村福祉部局に対する意見照会により、常時の介護を必要とするが、居宅で受けることができないか、受けることが困難であると判断された場合（加えて精神障害又は知的障害の方は、必要な居住支援体制が受けられない場合）
- ⑦その他、不正な行為によって入居しようとしたことが明らかとなった場合

(2) 注意事項

- ①記入の訂正は、訂正したい箇所を二重線で消して、書き直してください。
- ②仮当選した後に実施する入居者資格審査に合格し、入居手続（敷金の納付や緊急連絡人（1名）の届出など）を経て、はじめて入居できます。
- ③過去に仮当選し辞退された方は、それ以前の落選回数は0回として取り扱います。
- ④落選はがき・補欠はがきを紛失した場合は、落選回数として数えませんので紛失しないよう大切に保管してください。
- ⑤提出された書類は、返却いたしませんのでご注意ください。
- ⑥申込みから入居までの間、いつの時点でも申込み又は入居を辞退することができます。
※辞退する場合は辞退届を提出していただきます。
鍵渡し後の入居辞退は退去扱いとなり、鍵の交換費用・修繕費等が発生しますのでご注意ください。
- ⑦募集する住宅には、高齢者や障害者に対応した設備がないものがありますので、住宅の設備等についてのご不明な点はあらかじめお問合せください。

6. 入居者資格審査(仮当選者のみ)

仮当選した方は、入居者資格を確認するため、入居者資格審査を受けていただきます。
仮当選者には電話にて入居者資格審査の案内をお知らせします。

「市営住宅入居選考申込書」には、必ず日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

★山口県公営住宅管理協会からお電話する際の発信番号は、083-242-9300です。

迷惑電話対策などで、着信拒否設定をされている方は、上記番号の着信許可設定をお願いします。

★仮当選を辞退する場合は、辞退届(用紙をお渡しします)を提出していただきます。

★仮当選者が入居者資格審査で失格となった場合又は仮当選を辞退した場合は、抽選において補欠となった方の補欠順位に従い、同様の入居者資格審査を行ったうえで、入居手続を行います。

★補欠者へは、仮当選者が失格となった場合又は仮当選を辞退した場合のみ電話にてお知らせします。

●仮当選者すべての方に提出していただく書類

必要書類	必要な方	説明
①下関市営住宅入居申込書	申込者	(用紙をお渡しします)
②所得課税証明書	申込者 同居しようとする親族全員	発行年度の1月1日現在に住所のある市町村で発行する所得に関する証明書
③住民票 (住民票で続柄が確認できない場合や配偶者がいない方はさらに戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本、外国籍の場合は家族関係事項証明書等)	申込者 同居しようとする親族全員	世帯員全員が記載され、続柄・本籍地等全ての記載に省略がないもの(ただし個人番号(マイナンバー)の記載があるものは不可)
④市町村民税に滞納がない証明	申込者	市町村が発行する市町村民税の滞納がないことを証するもの <u>下関市発行のもの</u> と <u>現住所地のもの</u>
⑤無資産証明書 (土地・店舗など固定資産を有する方は固定資産課税台帳兼名寄帳)	申込者 同居しようとする親族全員 (未成年者を除く)	<u>下関市発行のもの</u> 下関市内に建物を所有していないことを証するもの
⑥市営住宅に関する重要事項説明書(※)	申込者	(用紙をお渡しします)
⑦ペットに関する誓約書(※)	申込者	(用紙をお渡しします)
⑧仮当選はがき	申込者	

※18歳以上で独身の方は全員、戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本が必要です。(母子世帯・父子世帯の方は、児童扶養手当証書の写しでも可)

※市営住宅では、犬、猫などのペット(盲導犬、介助犬を除く)の持込み、飼育及び動物に餌を与える行為はできません。

※入居資格審査時に、ペットに関する誓約書及び市営住宅に関する重要事項説明書(入居者の義務、遵守事項、住宅使用上の注意など重要な内容を最低限記載しています)に署名捺印したものを提出していただきます。

● 仮当選者の状況によって提出していただく書類

仮当選者等の状況	必要な書類
給与収入がある方	「源泉徴収票」又は「確定申告書」の写し ○年の途中で就職された方は「給与支払い証明書」(用紙をお渡します) ○年の途中で転職された方は「給与支払い証明書」(用紙をお渡します)と「退職証明書」又は退職日が記載された「離職票」の写し等
事業所得がある方	「確定申告書」の写し ○年の途中で事業をはじめられた方「収支明細書」(用紙をお渡します) ○年の途中で転職された方は「収支明細書」(用紙をお渡します)と「退職証明書」又は退職日が記載された「離職票」の写し等
年金収入がある方	「源泉徴収票」、「確定申告書」又は「振込通知書」の写し等直近の年金支給額がわかるもの
失業中・無職の方	「無職申立書」(用紙をお渡します) ○年の途中で退職された方は「無職申立書」(用紙をお渡します)と「退職証明書」又は退職日が記載された「離職票」の写し等
母子世帯・父子世帯	「児童扶養手当証書」の写し、「戸籍の全部事項証明書」又は「戸籍謄本」 ※親権のない未成年者と同居する場合は親権者の「引取扶養同意書」(用紙をお渡します)
身体障害者・知的障害者	「福祉事務所長の証明」
精神障害者	「保健所長の証明」 ※単身でお申込みの方は「単身入居の入居者資格認定のための申立書」(用紙をお渡します)
戦傷病者	「戦傷病者手帳」の写し
原子爆弾被爆者	「医療特別手当証書」又は「特別手当証書」の写し
生活保護受給者	「福祉事務所長の証明」
海外からの引揚者	「山口県長寿社会課長の証明」
ハンセン病療養所入所者	「国立ハンセン病療養所等の長又は厚生労働省健康局疾病対策課長が発行した入居証明書」の写し
中国残留邦人等支援受給者	直近の「支援給付決定通知書」の写し
婚姻予定者	「婚約証明書」(用紙をお渡します)
DV被害者	DV被害者であることの証明書*
要介護者・要支援者	「介護保険被保険者証」の写し
炭鉱離職者	「炭鉱離職者求職手帳」の写し
離婚調停中の方	裁判所が証明する「事件係属証明書」の写し
持家を処分中の方	処分内容・明渡期限が明示された契約書等の写し
過去に市営住宅に申込みされたことのある方	「落選はがき」又は「補欠はがき」
「たすけ愛住宅」にお申込みの60歳未満の方のみの世帯	階段の昇降に支障があることを証する「身体障害者手帳(下肢不自由1～2級)」の写し又は医師の診断書
犯罪被害者等	犯罪被害者等であることの証明書(必要に応じて)

★その他必要に応じて事実関係を証する書類の提出を求める場合があります。

7. 入居手続

入居者資格要件を満たしていることが確認できた方は、入居手続を行うときに次の書類を提出していただきます。

(1) ^{うけしよ}請書

住宅の賃貸借契約書となるものです。

入居者の印鑑登録してある印鑑を押印していただきます。

<添付書類>

入居者の印鑑登録証明書

(2) 緊急連絡人届

入居者と連絡が取れなくなった場合等に備えて、緊急時の連絡人(1名)の届け出をしていただきます。

緊急連絡人は、下関市内に居住しており(親族に限り下関市外在住可)、入居者本人と市営住宅に同居しない方です。

(3) 住宅敷金領収書

下関市が発行する敷金納入通知書で敷金(入居時の家賃の3か月分)を納期限までに金融機関で納入していただきます。

(4) 下関市口座振替依頼書

金融機関で住宅使用料等の口座振替手続を済ませてください。

口座振替を利用できない方のご相談ください。

(5) その他、必要に応じて、別途書類を提出していただく場合があります。

8. 収入基準

(1) 申込資格における収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が条例で定められた基準内にあることが必要です。ただし、「裁量世帯」(4ページをご覧ください。)については、所得制限が緩和されます。対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

給与収入	給与・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金等を除く。

所得計算の対象とならない収入

障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。

(2) 申込資格における収入基準

申込者の世帯の総所得(同居しようとする方全員の過去1年間における所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額)から該当する所得控除の額を控除して12等分した額(所得月額)が次の範囲でなければなりません。

- ◎ 公営住宅 一般世帯 158,000円(裁量世帯については、214,000円)以下
- ◎ 改良住宅 一般世帯 114,000円(裁量世帯については、139,000円)以下

9. 所得月額の算出方法

★ 所得月額の算出方法

$$\text{所得月額} = \frac{\text{入居する方全員の年間所得の総額} - \text{該当する控除額の総額}}{12\text{ヶ月}}$$

※前年1月以降に就職又は転職された方は、月満額支給の実績や見込みから年換算した所得額に基づき算定します。

※無職、無収入の方は、給与収入「0円」として計算します。

※申込みの時は働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で入居者資格審査の時までに退職しなければならぬ方で、以降無職、無収入となる方の給与収入は「0円」として計算してください。(入居者資格審査時に退職証明書又は離職票等退職日が確認できるものを提出していただきます。)

※新たに勤め始める方は支払見込額で推定収入を算出します。

給与収入の方

①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間給与所得金額 (勤務先発行の源泉徴収票「給与所得控除後の金額」)
②現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	直近の1年間の給与(時間外手当・賞与・その他手当を含む税込の収入)の収入金額から、下記表より年間給与所得金額を計算してください。
③現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	就職した翌月(就職日が1日の場合は就職月)から直近までの給与を基に、次により計算した推定年間給与収入金額から、下記表より年間給与所得金額を計算してください。 $\frac{\text{総収入額} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{1年間の推定給与収入金額}$
④現在の勤務先に就職して、まだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した額に支給が予定されている賞与の額を加えた1年間の推定年間給与収入金額から、下記表より年間給与所得金額を計算してください。

給与収入から給与所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	年間給与所得金額
0円～ 650,000円	0円
650,001円～1,900,000円	年間給与収入額 - 650,000円
1,900,001円～3,600,000円	年間給与収入額 × 0.7 + 80,000円
3,600,001円～6,600,000円	年間給与収入額 × 0.8 - 440,000円
6,600,001円～8,500,000円	年間給与収入額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,001円～	年間給与収入額 - 1,950,000円

(年間給与所得)

円

事業収入の方

①前年1月1日以前から引き続き同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控えの所得金額) ※所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
②前年1月2日以降に現在の事業を始めた方	事業等を始めた翌月からの所得金額で計算してください。 (収入期間のとり方等については、15ページ「給与収入の方」にならってください。)

(年間事業所得)

円

年金収入の方

(国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方)

①前年1月1日以前から年金を支給されている方	前年中の支払年金額(公的年金等の源泉徴収票「支払金額」)から下記表より年間年金所得金額を計算してください。
②前年1月2日以降から年金を支給されている方	2か月に1度の支給金額×6(振込通知書「年金支払額」の金額×6)から下記表より年間年金所得金額を計算してください。

★年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額、2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額から下記表により年間年金所得金額を計算してください。

年金収入から年金所得金額を計算する方法

受給者年齢	公的年金等の年間収入額	公的年金等の年間所得金額
65歳以上	0円～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,300,000円	公的年金等の年間収入額 - 1,100,000円
	3,300,001円～4,100,000円	公的年金等の年間収入額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	公的年金等の年間収入額 × 0.85 - 685,000円
65歳未満	0円～600,000円	0円
	600,001円～1,300,000円	公的年金等の年間収入額 - 600,000円
	1,300,001円～4,100,000円	公的年金等の年間収入額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	公的年金等の年間収入額 × 0.85 - 685,000円

(年間年金所得)

円

★所得から控除する金額

<年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。>

控除の種類		対象者	控除する額
一般控除	同居親族	申込者以外で、市営住宅と一緒に入居する人 ★出産予定の子は含みません	1人あたり 38万円
	同居しないけれども扶養している親族	市営住宅と一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 ★仕送りや生活費を渡しているだけでは扶養親族にはなりません	1人あたり 38万円
特別控除	老人扶養親族 老人控除対象配偶者	70歳以上で、所得税法上老人扶養親族又は老人控除対象配偶者になっている人	1人あたり 10万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、所得税法上扶養親族になっている人	1人あたり 25万円
	障害者	申込者又は一般控除の対象者のうち次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳3級から6級までの交付を受けている人 ②療育手帳Bの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている人	1人あたり 27万円
	特別障害者	申込者又は一般控除の対象者のうち次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人 ②療育手帳Aの交付を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人	1人あたり 40万円
	ひとり親	入居予定者の中で、収入があり所得税法上のひとり親の適用を受けている人	その人の所得から 35万円を限度に控除
	寡婦	入居予定者の中で、収入があり所得税法上の寡婦の適用を受けている人	その人の所得から 27万円を限度に控除
給与年金所得控除	申込者又は同居親族で、給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある人	1人あたり 10万円	

(合計控除金額)

円

世帯員全員のそれぞれの所得を算出する(15・16ページ)



世帯全員の所得を合計する



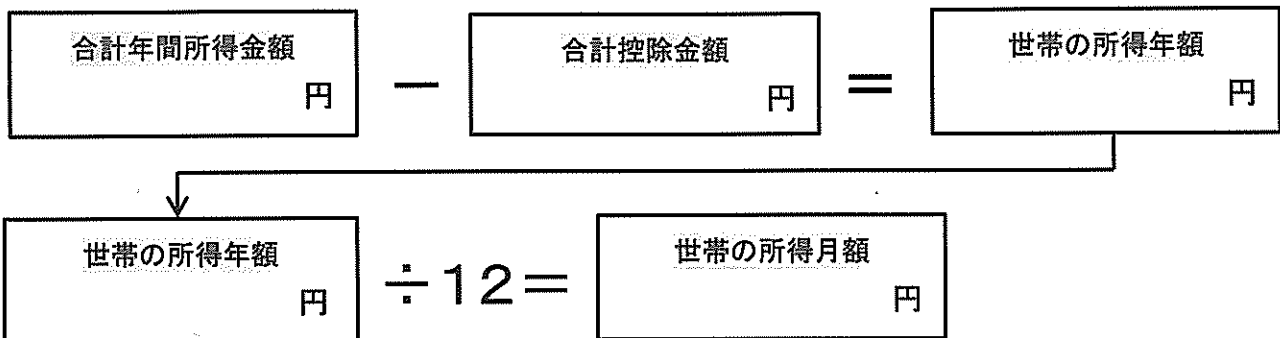
世帯全員の控除額を算出する(16ページ)



世帯全員の控除額を合計する



下の計算式にあてはめてください。



【計算例】

申込家族4人、給与所得者2人(前年1月1日から転職なし)、うち普通障害者1人の世帯の場合

合計年間所得金額

	収入額	所得額
申込者の収入	3,000,000	①2,020,000
妻の収入	1,418,000	② 768,000
		③2,788,000

合計控除金額

一般控除(同居親族)	380,000円 × 3人=④1,140,000
特別控除(障害者)	270,000円 × 1人=⑤ 270,000
(給与所得)	100,000円 × 2人=⑥ 200,000
	⑦1,610,000

合計年間所得金額 (①+②=③) 2,788,000円 - 合計控除金額 (④+⑤+⑥=⑦) 1,610,000円 = 世帯の所得金額 1,178,000円

世帯の所得金額 1,178,000円 ÷ 世帯の所得月額 12 = 98,166円 ⇒ 公営、改良住宅とも申込資格があります。

★世帯の合計年間所得金額でみる入居可能所得早見表
 (16ページの給与、年金所得以外の特別控除対象者がいない場合)

公営住宅

事業所得がある人 だけの世帯	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
	裁量世帯	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000

給与又は年金が ある人が1人	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	2,376,000	2,756,000	3,136,000	3,516,000
	裁量世帯	3,048,000	3,428,000	3,808,000	4,188,000

給与又は年金が ある人が2人	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	2,476,000	2,856,000	3,236,000	3,616,000
	裁量世帯	3,148,000	3,528,000	3,908,000	4,288,000

給与又は年金が ある人が3人	世帯人数	3人	4人	5人
	一般世帯	2,956,000	3,336,000	3,716,000
	裁量世帯	3,628,000	4,008,000	4,388,000

改良住宅

事業所得がある人 だけの世帯	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	1,748,000	2,128,000	2,508,000	2,888,000
	裁量世帯	2,048,000	2,428,000	2,808,000	3,188,000

給与又は年金が ある人が1人	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	1,848,000	2,228,000	2,608,000	2,988,000
	裁量世帯	2,148,000	2,528,000	2,908,000	3,288,000

給与又は年金が ある人が2人	世帯人数	2人	3人	4人	5人
	一般世帯	1,948,000	2,328,000	2,708,000	3,088,000
	裁量世帯	2,248,000	2,628,000	3,008,000	3,388,000

給与又は年金が ある人が3人	世帯人数	3人	4人	5人
	一般世帯	2,428,000	2,808,000	3,188,000
	裁量世帯	2,728,000	3,108,000	3,488,000

10. 家賃・共益費等と市営住宅のルール

(1) 敷金

☆入居時の家賃3か月分を納入していただきます。

(2) 入居後にかかる経費

家賃

市営住宅の家賃は、入居されている世帯の収入と住宅の立地条件・規模・建設時からの経過年数などに応じて毎年決定します。世帯の収入等の変動によっても家賃は変わります。

市営住宅の家賃には、民間アパートと違って維持修繕などの経費(畳の表替え、襖の張替え、鍵の交換、汚損壁面の修復、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用)を含んでいないため、修繕費用を入居者の方へ負担していただく場合があります。

日常軽微な修繕など構造上重要でない部分の修繕については入居者負担となります。市が修繕するのは、構造上重要な部分、及び共同の施設です。

※家賃や駐車場使用料の支払いは便利で確実な口座振替をご利用ください。

共益費

家賃とは別に外灯・エレベーター等共同施設の維持管理費用等(共益費)が必要となります。共益費の負担額や集金方法等は、入居者で組織する管理組合等で自主的な管理運営を行っておりますので、管理人又は幹事の方にお尋ねください。

(3) 入居される住宅の修繕等の状況

☆募集する住宅は、新築を除き前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕したものです。新築のような状態ではありません。お貸しする前に空家修繕という形で畳・襖の張替え、汚れは清掃や部分的な塗装で補修するなど、簡易な補修しかしていないことをご理解ください。

☆募集する公営住宅には、お風呂(浴槽・風呂釜等)が設置されていますが、改良住宅には設置されていない住宅があります。お風呂の無い住宅は、浴室はありますが、浴槽・風呂釜等を設置していないため、設置する場合、入居者負担になります。

☆網戸・カーテンレール・物干竿・照明器具・便器のふたなどは付いていません。設置する場合は入居者負担になります。(平成27年度以降に建設された住宅にはカーテンレールを設置しています。)

(4) 収入申告書の提出

☆市営住宅に入居した方は、毎年、世帯の収入に関する申告書(収入申告書)の提出が義務づけられています。この申告書は毎年提出していただきます。翌年度の家賃算定の資料となりますので、期限までに必ず提出してください。**収入申告書の提出がない場合は、通常家賃と比べて高額な家賃となります。**

(5) 家賃の滞納

☆家賃を3か月以上滞納した場合は住宅の明渡しを請求することがあります。

(6) 駐車場

- ☆ほとんどの市営住宅には駐車場がありませんが、駐車場がある住宅もあります。(有料)。
- ☆有料駐車場には市が有料で管理している住宅と入居者で組織された駐車場管理組合が使用料の徴収・運営を行っている住宅があります。
- ☆駐車場は常に空きがあるわけではなく、空き待ちの場合もありますのでご了承ください。
- ☆有料駐車場設置住宅で契約している方のみ保管場所使用承諾証明書を発行します。ただし、使用料を滞納している場合は発行できません。
- ☆有料駐車場は原則として1世帯につき1区画しか使用できません。

(7) 住宅内で守るべきルール

- ☆団地内で円満な共同生活を乱す迷惑行為、周辺の環境を乱す行為をしない。
- ☆住宅を住宅以外の用途に使用しない。
- ☆住宅に入居する権利を譲渡及び転貸しない。
- ☆明るく住み良い団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがたくさんあります。お互いが他人の立場を考えた節度ある生活が必要となります。
- 著しく逸脱した行為がある場合には、市営住宅の明渡しを請求する場合があります。

(8) ペットの飼育禁止

- ☆全ての市営住宅は、ペットの飼育(一時的な預りを含む)はもちろん、野良猫やハト等への餌付けを禁止しています。

(9) 暴力団員に関する注意点

- ☆暴力団員が入居していることが判明した場合、理由のいかんを問わず市営住宅を明渡していただきます。

(10) 退去される場合には

- ☆遅くとも5日前までに届け出て、明渡しの検査を受けてください。
- ☆退去時には通常損耗や経年変化による修繕料(畳の表替え、襖の張替え)、その他破損等最低限の修繕料と不用物の撤去費用を負担していただきます。
- ☆敷金は、明渡しの検査完了後に修繕料、未納家賃などを差し引き、精算いたします。不足があれば修繕料等は別途請求します。

最終チェックリスト(投函する前にもう一度ご確認ください)☑

チェック
① 提出する「①市営住宅入居選考申込書 ②抽選結果のお知らせ(はがき) ③抽選番号のお知らせ(はがき)」の太枠内を漏れなく記入した。

チェック
② 上記②、③のはがき2枚に85円切手を貼った。

チェック
③ 「募集状況一覧表」の中からひとつ選んだ住宅名と同一のものを募集住宅名の欄(3か所)に記入した。

チェック
④ 申込資格を確認した(3~6ページ)。

チェック
⑤ 入居時に必要な手続(13ページ)、敷金の納入・緊急連絡人の届出等や家賃・共益費等と市営住宅のルール(19・20ページ)を確認した。

チェック
⑥ 「①市営住宅入居選考申込書 ②抽選結果のお知らせ(はがき) ③抽選番号のお知らせ(はがき)」を郵送する封筒に110円切手を貼った。

★単身でお申込みの方は以下もチェックしてください。

チェック
⑦ 単身で申込みできる住宅(「募集状況一覧表」の単身入居の欄に「○」と記載されている住宅)の中からひとつ選んだ住宅名と同一のものを募集住宅名の欄(3か所)に記入した。

記入例

- ③ 日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ② 貼られていないものは受付ができません。
切手55円(きを2か所)はがき(はがき)に貼りましたか。
- ① 太線内に書き漏れはありませんか(市営住宅入居選考申込書)については、裏面も記入してください。

再度確認してください

「市営住宅入居選考申込書」

様式第1号(第2条関係)

○年 ○月 ○日

市営住宅入居選考申込書

整理番号	抽選番号	
------	------	--

(宛先)下関市長
次とおり、市営住宅の入居選考に申込みをします。
なお、次の①から③までに該当する場合は、入居の申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。

- ① この申込みの内容が事実と相違する場合
② 入居資格がない場合
③ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

ふりがな	やまぐち たろう
申込者	山口太郎
住所	〒751-0833 下関市武久町1-43-4
電話番号	自宅 083 - 242 - 9300 携帯 000 - 0000 - 0000

続柄	氏名	年齢	生年月日
本人	山口太郎	00	昭和0年0月0日
妻	山口花子	00	昭和0年0月0日
子	山口一郎	00	平成0年0月0日
入居しようとする方			

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	熊野A
-------	-----

※太線内のみ記入 裏面も必ず記入してください

「抽選結果のお知らせ」

85円切手
を必ず
はって
ください

郵便はがき

7 5 1 0 8 3

住所	下関市武久町1-43-4
氏名	山口太郎様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと
ご記入ください。

〒751-0833
下関市武久町1丁目43番4号
宅建会館2階
山口県公営住宅管理協会
TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	熊野A
募集時期	令和0年0月募集
募集区分	空家・新築

「抽選番号のお知らせ」

85円切手
を必ず
はって
ください

郵便はがき

7 5 1 0 8 3

住所	下関市武久町1-43-4
氏名	山口太郎様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと
ご記入ください。

〒751-0833
下関市武久町1丁目43番4号
宅建会館2階
山口県公営住宅管理協会
TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	熊野A
募集時期	令和0年0月募集
募集区分	空家・新築

(切りはなさないで、折りたたんで封筒に入れてください。)

(切りはなさないで、折りたたんで封筒に入れてください。)

記入例

「」注意

- ① お申込みは一世帯一通に限り、(2)通以上申し込むと無効です。
 - ② 当選した後に実施する入居者資格審査に合格して初めて入居できます。
 - ③ 「市営住宅入居選考申込書」に記載した方全員が入居することが必要です。
 - ④ 多数回応募者とは、市営住宅の募集において4回以上落選された方で、平成二十二年八月募集以降の落選はがき及び※1「市営住宅申込票」の提示により、応募回数を確認ができる方です。
- ※1「市営住宅申込票」とは、平成二十二年五月までに申込みをした方の申込み回数を確認する用紙です。

抽選番号のお知らせ

あなたは先に市営住宅の入居申込みをされましたが、申込者多数につき下記のとおり抽選会を行いますので、お知らせします。

抽選番号	

※ 抽選番号は、記入不要です。

記

- 1 場 所 市営住宅募集状況一覧表にてご確認
日 時 ください。
- 2 抽選方法 回転式抽選器を使用(公開抽選)
- 3 抽選発表 抽選による仮当選又は落選の結果は
後ほどはがきでお知らせします。

※ 抽選会は、自由に見学できます。(抽選を見学する場合、必ずこのはがきをお持ちください)
立会は必須ではありません。

抽選時に不在でも当落に影響はありません。

抽選結果のお知らせ

このたび申し込まれた市営住宅の公開抽選を先にお知らせしたとおり実施しましたが、その結果が下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

抽選番号	
抽選結果	<p>仮当選しました ※ 後日実施する入居資格審査に合格すれば入居できます。</p> <p>落選しました</p> <p>補欠となりました 補欠第 位 仮当選者が失格、辞退した場合に連絡します</p>

※ 抽選番号及び抽選結果は、記入不要です。

- ※ 抽選結果は、今回限りとなります。
- ※ このはがきは大切に保管しておいてください。
- ※ 仮当選時に提出が必要となります。
- ※ 応募回数確認に使用するので「落選分」も捨てないでください。

次の①から④までの質問項目それぞれにおいて、該当する番号を○で囲んでください。

① 現在の住宅の状況	1 借家(アパート等)	2 間借(他人の家に同居)
	3 公営住宅(市内)※1	4 公営住宅(市外)
	5 自宅(入居者又は同居者以外(親族等)か所有)	6 自宅(入居者又は同居者)か所有)※2
	7 施設、病院等	8 非住宅(倉庫等)

- ※1 現在、特定公共賃貸住宅若しくは高齢者向け公共賃貸住宅に居住している方又は介護困難者、通勤困難者若しくは通院困難者に限ります。
- ※2 入居者として抽出された場合に、選考申込時点で所有している住宅の所有権がなくなつたことを登記簿謄本等で確認します。

② 住宅に困窮している状況	1 収入に対して家賃が高い	2 住宅が狭く同居が困難
	3 勤務地が遠い	4 保健衛生上問題がある又は環境が悪い
	5 住宅の老朽化がひどい	6 立退きを要求されている
	7 婚姻予定のため	8 その他()

③ 優遇措置資格要件 (7, 8ページの「優遇措置」について)を確認のうえ、該当する番号を○で囲んでください。

1 母子世帯・父子世帯	2 高齢者世帯
3 多子世帯	4 DV被害者
5 身体障害者	6 戦傷病者
7 原子爆弾被害者	8 生活保護受給者
9 中国残留邦人等支援受給者	10 海外からの引揚者
11 ハンセン病療養所入所者	12 精神障害者
13 知的障害者	14 要介護者・要支援者
15 炭鉱離職者	16 4回以上落選者
17 犯罪被害者等	

優遇措置応募者で仮当選後の入居者資格審査において、優遇措置に該当しないと判明した場合は、仮当選は無効となります。

【アンケート】募集住宅の中から応募住宅を選んで理由を教えてください(複数回答可)

※なお、本アンケート内容が抽選結果に影響することはありません

1 家賃が安い	2 立地環境が良い
3 低層階・エレベータがある	4 駐車場がある
5 部屋の間取り・仕様	6 住み慣れた地域だから
7 親族の家に近い	8 通勤・通学・通院・買物等の利便性
9 その他()	

「市営住宅入居選考申込書」

様式第1号(第2条関係)

市営住宅入居選考申込書

整理番号	抽選番号	年月日

(宛先) 下関市長

次のとおり、市営住宅の入居選考に申込みをします。
なお、次の①から③までに該当する場合は、入居の申込みを無効とされても異議のないことを誓約します。

- ① この申込みの内容が事実に相違する場合
- ② 入居資格がない場合
- ③ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合

申込者	〒	電話番号	自宅携帯	*
住所				

続柄	氏名	年齢	生年月日
本人			

入居しようとする方

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名

※太線内のみ記入 裏面も必ず記入してください

「抽選結果のお知らせ」

郵便はがき

〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

85円切手を必ず貼ってください

住所	(様方(荘) 号)
氏名	様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリとご記入ください。

〒751-0833
下関市武久町1丁目43番4号
宅建会館2階
山口県公営住宅管理協会
TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	令和 年 月 募集
募集時期	令和 年 月 募集
募集区分	・空家 ・新築

「抽選番号のお知らせ」

郵便はがき

〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒	〒
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

85円切手を必ず貼ってください

住所	(様方(荘) 号)
氏名	様

あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリとご記入ください。

〒751-0833
下関市武久町1丁目43番4号
宅建会館2階
山口県公営住宅管理協会
TEL (083)242-9300

※希望の住宅名を記入してください。

募集住宅名	令和 年 月 募集
募集時期	令和 年 月 募集
募集区分	・空家 ・新築

- ③ 日中連絡の取れる電話番号を記入してください。
 - ② 貼られていないものは受付ができません。
 - ① 大線内に書き漏れはありませんか(市営住宅入居選考申込書)については、裏面も記入してください。
- もう一度確認してください。

(切りはなさないで、折りたんで封筒に入れてください。)

- ① お申込みは1世帯1通に限りです。(2通以上申し込むと無効です)
 - ② 当選した後に実施する入居者資格審査に合格して初めて入居できます。
 - ③ 「市営住宅入居選考申込書」に記載した方全員が入居することが必要です。
 - ④ 多数回応募者とは、市営住宅の募集において4回以上落選された方で、平成二十二年八月募集以降の落選はがき及び※1「市営住宅申込票」の提出により、応募回数を確認ができる方です。
- ※1「市営住宅申込票」とは、平成二十二年五月までに申込みをした方の申込み回数を確認する用紙です。

抽選番号のお知らせ

あなたは先に市営住宅の入居申込みをされましたが、申込者多数につき下記のとおり抽選会を行いますので、お知らせします。

抽選番号	

※ 抽選番号は、記入不要です。

記

- 1 場 所 市営住宅募集状況一覧表にてご確認
日 ください。
- 2 抽選方法 回転式抽選器を使用(公開抽選)
- 3 抽選発表 抽選による仮当選又は落選の結果は
後ほどはがきでお知らせします。

※ 抽選会は、自由に見学できます。(抽選を見学する場合、必ずこのはがきをお持ちください)
立会は必須ではありません。

抽選時に不在でも当落に影響はありません。

抽選結果のお知らせ

このたび申し込まれた市営住宅の公開抽選を先にお知らせしたとおり実施しましたが、その結果が下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

抽選番号	
抽選結果	<p>仮当選しました</p> <p>※ 後日実施する入居資格審査に合格すれば入居できます。</p> <p>落選しました</p> <p>補欠となりました 補欠第 位</p> <p>仮当選者が失格、辞退した場合に連絡します</p>

※ 抽選番号及び抽選結果は、記入不要です。

※ 抽選結果は、今回限りとなります。

※ このはがきは大切に保管してください。
仮当選時に提出が必要となります。
応募回数確認に使用するので「落選分」も捨てないでください。

次の①から④までの質問項目それぞれにおいて、該当する番号を○で囲んでください。

① 現在の住宅の状況	1 借家(アパート等)	2 間借(他人の家に同居)
	3 公営住宅(市内)※1	4 公営住宅(市外)
	5 自宅(入居者又は同居者以外(親族等)か所有)	6 自宅(入居者又は同居者が所有)※2
	7 施設、病院等	8 非住宅(倉庫等)

※1 現在、特定公営賃住宅若しくは高齢者向け公営賃住宅に居住している方又は介護困難者、運動困難者若しくは通院困難者に限ります。
※2 入居者として抽出された場合に、選考申込時点で所有している住宅の所有権がなくなつたことを登記簿謄本等で確認します。

② 住宅に困難している状況

1 収入に対して家賃が高い	2 住宅が狭く同居が困難
3 勤務地が遠い	4 保健衛生上問題がある又は環境が悪い
5 住宅の老朽化がひどい	6 立退きを要求されている
7 婚姻予定のため	8 その他()

③ 優遇措置資格要件 (7,8ページの「優遇措置」について)を確認のうえ、該当する番号を○で囲んでください。

1 母子世帯・父子世帯	2 高齢者世帯
3 多子世帯	4 DV被害者
5 身体障害者	6 戦傷病者
7 原子爆弾被害者	8 生活保護受給者
9 中国残留邦人等支援受給者	10 海外からの引揚者
11 ハンセン病療養所入所者	12 精神障害者
13 知的障害者	14 要介護者・要支援者
15 成金継業者	16 4回以上落選者
17 犯罪被害者等	

優遇措置応募者で仮当選後の入居者資格審査において、優遇措置に該当しないと判明した場合、仮当選は無効となります。

【アンケート募集住宅の中から応募住宅を選んだ理由を教えてください(複数回答可)】

※なお、本アンケート内容が抽選結果に影響することはありません	2 立地環境が良い
1 家賃が安い	4 駐車場がある
3 低層階・エレベータがある	6 住み慣れた地域だから
5 部屋の間取り・仕様	8 通勤・通学・通院・買物等の利便性
7 親族の家に近い	9 その他()

下関市営住宅等指定管理者
一般社団法人 山口県公営住宅管理協会
〒751-0833 下関市武久町1丁目43番4号
電話 083-242-9300
URL <https://yamaguchi-kouei.com/>

